

山監査第165号

令和8年（2026年）2月5日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江本勝一

山陽小野田市監査委員 藤岡修美

記

1 措置の内容

別紙のとおり

令和7年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【建設部】

[指摘事項 (1) 行政財産目的外使用許可について]

行政財産目的外使用許可において、企画部長の合議が無いものが散見される。

行政財産の目的外使用の許可については、財務規則第131条において企画部長の合議が必要とされている。適切に処理されたい。

[改善措置]

業務担当者は、年度当初に文書管理システム内で行政財産目的外使用許可用の決裁ルートを設定・保存します。行政財産目的外使用許可について起案する際には、保存した決裁ルートを確実に適用するようにします。

また、決裁権者は設定されている決裁ルートが誤っていないか、二重三重のチェックを行い、誤りを発見した際には直ちに修正を行うよう指導します。